

令和6年度版

生徒指導規程



三次市立酒河小学校

三次市立酒河小学校 生徒指導規程

(平成24年 4月 1日より施行)

第1章 総則

この規程は、三次市の小中学校で学校教育を受ける児童生徒の人格の完成を目指すとともに、保護者、教職員が協力して次代を担う児童生徒の健やかな成長を図るために定めるものとする。この規程は、義務教育9年間の見通しを持った指導について、全市的な共通認識、共通実践を図るためのものである。

三次市立酒河小学校においては、小中の義務教育9年間、一貫した生徒指導を行うため、十日市中学校と連携するとともに、本校の教育目標である「ふるさとに学び主体的に行動する子どもの育成」を実現させるために、生徒指導規程を定める。

本校は、この規程を児童ならびに家庭・地域に対して広く周知させ、「自ら学ぶ子ども、自分も人も大切に作る子ども、たくましい子ども」の育成に向けて、各関係機関と連携し、学校・家庭・地域を挙げて取り組むものとする。

(目的)

第1条 この規程は、三次市の小中学校の各学校の教育目標を達成するためのものである。児童生徒の人格の完成をめざして、自主的・自律的に充実した学校生活を送らせるという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 指導内容について

1 学校生活に関すること

(登下校)

第2条 登下校については、次のことを指導する。社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校をする。また、通学違反については、特別な指導をする。

①通学班での登校を原則とする。通学班の編成や通学路は、各地域によって決定し、変更がある場合は速やかに学校に連絡する。

②集合時刻、交通ルール、歩道でのマナーを守り、定められた通学路を歩いて登下校を行う。

③通学班の班長・副班長は、班内の年長者が担当し、班員を一例に並べて登校させる。車道を横断する場合は、安全を確認したのち、横断する。

(登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規程を定める。

(1)登校時刻は、7時50分から8時15分までとなるようにする。

(2)欠席の場合、8時15分までに、保護者が欠席の理由を学校に連絡する。

(3)遅刻の場合、8時15分までに、保護者が遅刻の理由を学校に連絡する。また、遅刻して登校した場合、職員玄関から入り、児童または保護者が、職員室に報告して教室に行く。

(4)早退の場合、必要に応じて保護者が早退の理由、時刻、早退時の下校方法(送迎する人や下校手段等)を予め学校に連絡する。

(5)原則、登校したら、下校時刻まで校外には出ない。特別な理由で外出する場合は職員室に連絡して許可を得る。

(頭髪)

第4条 頭髪については、次のことを指導する。学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない清潔かつ自然な髪形や、長さとする。
※改善が見られない場合、現状の回復を図るため特別な指導を行う。

(1)髪形

- ①肩や目にかからない髪の長さとする。
- ②肩にかかる場合、黒、紺、茶色のゴムで束ねる。飾りのついたピンやリボン等は使用しない。
- (2)染色・脱色・着毛・整髪料・パーマ・そりこみ・不自然な髪型等は禁止する。

(化粧・装飾・装身具・不要物)

第5条 化粧・装飾・装身具・不要物については、次の指導を行う。

- (1)口紅（色付きリップクリームを含む）マスク等化粧類はしない。
- (2)マニキュア等の爪や皮膚への装飾はしない。
- (3)ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト、ミサंगा等の装身具は禁止。
- (4)眉毛のそり落とし、眉毛の加工の禁止。
※医療的な観点から、リップクリームやハンドクリームを使用する場合は、学校に連絡する。
※(1)から(4)において違反があった場合は特別な指導を行う。
- (5)携帯電話や情報通信機器、デジタルカメラ、ゲーム類、マンガ、化粧品、装飾品、菓子類等の持ち込みを禁止とする。
- (6)学校での学習活動に必要でないものは、持参しない。
※(5)から(6)において違反があった場合、学校預かりを行い、特別な指導を行う。

(指導・身なり等)

第6条 制服等、身なりについては、次のことを指導する。校外の学習活動及び登下校時は、学校が定める制服（服装）を正しく着用する。

- (1) 服装・防寒具類 【別紙1を参照】
 - ①冬服 学校の服装の規定に準じる
 - ②夏服 学校の服装の規定に準じる
- (2) シャツ
 - ①学校規定のシャツまたは、カッターシャツ、

ポロシャツを着用し、シャツ出しはしない。
②学校規定シャツの下には、必ず、衛生面、健康面を含めて下着を着用する。色については白が望ましい。

(3)ズボン・スカート

- ①学校規定のズボンを着用する。
- ②学校指定のつりスカートを着用する。スカート丈は、起立した状態で膝の中央が隠れる程度の長さとする。

(4)靴下

- ①膝より長いものや、くるぶしが隠れないものは禁止する。
- ②学校の規定に準じる。色柄の入っているものは禁止とする。（ワンポイントは可）

(5)通学靴

- ①運動しやすい靴とする。登下校や学習で使用するから、機能的な靴を使用する。靴のかかとは踏まない。
- ②雨天時や降雪時は、長靴を使用する。（おしやれブーツは不可。）

(6)上履きシューズ

- ①学校の規定に準じる。かかとをふまない。

(7)名札

- ①学校指定のものを使用し、校内では見えるように着用する。

(8)カーディガン・ベスト・セーター

- ①学校の規定に準じる。制服の裾からからはみ出さない。また袖は手首より短いものを使用する。

(9)ジャンパー等、防寒着

- ①機能的で、華美でないものを使用する。
※違反があった場合は、特別な指導を行う。

2 生徒指導

繰り返し指導を受ける児童の場合、特別な指導を行う。

(1)授業や学校生活全般

- ①自分の持ち物には、必ず記名する。

②時刻（チャイムの合図）を守る。

③あいさつ、返事、言葉づかいを大切にする。

(2)休憩時間

①学校の外や、立ち入り禁止場所には行かない。

②校内放送は、静かに聞く。

③特別教室や、他の教室には、勝手に入らない。

④廊下や階段を走らず、右側通行を守る。

⑤学校の施設や道具、草花や樹木、飼育動物を大切にす。

⑥整理整頓をする。(靴箱、机、ロッカー、掃除道具入れ、掲示物等)

⑦グラウンド、体育館などの遊びのルールを守る。

(3)保健室利用

①体調がすぐれない場合は、速やかに担任若しくは身近にいる学校職員に連絡する。特別な処置や回復時間が必要な場合は、養護教諭の判断により、保健室を利用することができる。体調の回復が見込めない場合は、学校から保護者に連絡し、家庭看護または医療機関受診を行う。

②度重なる保健室の利用の場合、保護者に連絡し、医療機関への受診をすすめる。

③虐待が疑われる場合は、学校より関係機関に通告し連携して支援する。

※虐待：身体的、性的、ネグレクト、心理的虐待または疑われる場合。また、保護者としての監護を著しく怠る等、疑われる場合。

(4)給食

①衛生面に注意して給食当番等をする。

(5)掃除

①掃除は、学校の環境を整える学習活動の一つである。不要なおしゃべりをせず、時間いっぱい静かに掃除をする。

(6)教育相談

①学校は教育相談の窓口を設け、児童や保護者からの相談に対応する。

②学校は相談内容により、スクールカウンセラーやこども応援センター等と連携する。

(7)その他

①卒業生や部外者の学校内への無断立入りは禁止する。用事のある場合は職員室へ連絡する。学校の敷地内に入り、指導したにも関わらず、校外に移動しない場合、関係機関と連携する。

②学校内の施設設備、備品等を破損した場合や発見した時は、速やかに職員室に届け出る。場合によっては、関係機関と連携する。

③学校でのきまりやマナーを守らずに備品等を破損した場合は、該当児童の保護者が弁償する。

第3章 校外での生活に関すること

(校外の生活)

この章については、保護責任の観点から保護責任についても記載する。

本章の指導は、学校・家庭・関係機関が連携をとり指導する。繰り返し指導を受ける児童には、特別な指導を行う。

第7条 校外の生活については次のことを指導する。

(1)児童だけの校区外への外出について

①原則として、児童だけで校区外へ遊びに行かない。校区外在住の児童宅に遊びに行く場合は、両方の保護者がそのことを認知し、各家庭において十分な安全指導を行うものとする。自転車に乗車する場合は、必ずヘルメットを着用する。

(2)児童だけの娯楽・商業施設への入店について

①児童だけで、お金を持って遊びに行ったり買い物にいったりしない。

②児童だけでカラオケボックス、ゲームセンター、インターネットカフェ、マンガ喫茶、ビデオ取扱店、店舗内のゲームコーナー、レンタルビデオ取扱店等への入場は禁止する。

(3)児童だけの外泊や夜間徘徊禁止について

①保護者は、夜間（午後6時から翌日午前6時までの時間）児童だけで外出させないようにする。

②児童だけでの外泊は禁止する。

③休日に友達の家遊びに行く場合は、原則として午後からとし、午後6時までには帰宅する。（11月～2月は午後5時帰宅）

④保護者は、広島県青少年健全育成条例により、娯楽施設の利用にあたっては、同伴の場合であっても、夜間の利用はしないようにする。

(4)情報通信機器

保護者は、携帯電話等の情報通信機器（スマートフォン・タブレット・パソコン・ゲーム機等）については、家庭内でのルールを作り、使用させる。

① 夜9時以降は使用を控え、家庭内での使用ルールに従う。

② 情報通信機器のフィルタリングをすること。

③ 夜間の通信機器の保管場所を決める。

(5)酒・たばこ類等の購入

①保護者は、酒、たばこ類を児童に購入させないようにする。

(6)危険個所への立入り

①保護者は、立入り禁止箇所や廃屋、池等危険が予想される場所に児童を立入らせないようにする。

(7)交通違反

①自転車に乗る際は、道路交通法に違反させないようにする。（ヘルメットをかぶり、左側通行をする。）

第4章 特別な指導に関すること

（特別な指導）

「社会で許されないことは、学校においても許されない。」ことであり、児童生徒が起こした問題行動を反省させ、事後よりよい学校生活を

を送るために自己を振り返り、適切な行動ができるよう指導する。

（問題行動への特別な指導）

第8条 問題行動への特別な指導として、問題行動を起こした児童には、教育上、必要と認められる場合は、特別な指導を行う。但し、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

(1)法令・法規に違反する行為

①窃盗・万引き・占有物離脱横領

②喫煙・飲酒

③暴力・威圧・強要行為

④公共建造物・備品等器物損壊

⑤交通違反

⑥性に関するもの

⑦薬物等乱用

⑧刃物等所持

⑨その他の法令・法規に違反する行為

(2)学校の規則等に違反する行為

①暴力行為（対教師・児童間・対人・器物損壊）

※相手に外傷等がなくても有形力の行使が暴力行為となる場合もある。（体当たりや腕で突く等）

②喫煙・飲酒及び準備行為（購入・所持・行為同一場所滞在）

③いじめ

定義「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの」

④登校後の無断外出、無断早退

⑤指導に従わない（指導無視・暴言・授業エスケープ・授業中の無断立ち歩き・授業妨害行為等）

⑥携帯電話の持込み（許可申請を除く）

⑦学習等に必要のない不要物持込み

⑧不正行為（テスト等のカンニング等）

⑨家出及び深夜徘徊

⑩金品強要

- ⑪無免許運転及び同乗
- ⑫無断アルバイト
- ⑬暴走族等、関係団体への加入及び参加
- ⑭不健全娯楽や不純異性交遊
- ⑮情報機器等を介した誹謗中傷の書き込み
- ⑯その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為。

（反省指導等）

第9条 特別な指導のうち、反省指導等は、次の通りとする。但し、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

（1）説諭による指導

①口頭による説諭指導（短時間での指導）

（2）学校反省指導

①別室による反省指導

（1～2時間→半日→1日→3日→5日）

②授業観察による反省指導

（1日→3日→5日）

③教育相談と反省指導を複合した指導

（スクールカウンセラー・こども応援センター等）

④保護者来校による授業観察指導

（半日→1日→3日→5日）

⑤学校と保護者による協議

（反省指導の実施）

第10条 反省指導の実施については、原則、学校反省とする。

（1）反省指導は、登校させて別室で行う「別室反省指導」と通常の学校生活（授業等）で行う「授業反省指導」の2段階がある。

①反省指導期間中にあるテスト等は別室で受験する。

②反省指導期間中にある学校行事への参加は、別途協議する。

（反省指導の期間）

第11条 反省指導の期間については、次の通りとする。

別室反省指導の期間は、概ね1時間から5日とし、授業反省指導の期間は、概ね1日から10日とする。ただし、発達段階や問題行動の程度、繰り返し等により指導期間を変更することがある。

（特別な指導を実施するにあたって）

第12条 特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動に気づき、振り返る時間を通して、その時の適切な行動は、どうすればよかったのかについて考えさせる。同じ問題行動を繰り返さずに、事後よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。

（1）特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省（振り返り）、再発防止のための具体的な約束や展望を持たせる。

（2）特別な指導を行うに当たっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。

（3）特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童・保護者・教職員で確認する。

（4）法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、その他、児童生徒で、指導を繰り返す場合は、関係機関に相談し、学校と関係機関及び保護者が連携して指導する。

（5）反省期間については、形式的にならないようにし、目的を明確にし、短期間で行う。（目安となる日数を第11条に明記）また、児童の発達の段階も考慮して効果的に行う。

（規程の周知）

第13条 児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、入学式、PTA総会、学級懇談会等で直接説明を行う。また、ホームページでの公開や、学校に来校のない

保護者には，家庭訪問等を通じて，周知徹底を図る。

令和 6年1月 一部改正